

令和3年5月25日

民生環境常任委員協議会会議概要

委員長 村川みどり

副委員長 澁谷洋子

1 開催日時 令和3年5月25日（火曜日）午前9時58分～午前10時33分

2 開催場所 第1・2委員会室

3 報告事項

(1) 令和3年第2回定例会提出予定案件

①専決処分の報告について

②青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

③青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

(2) その他

①ごみの減量化の進捗状況について

②令和3年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について

③新浪岡病院の落成式及び「あおもりヘルステックセンター」開所式のお知らせについて

○出席委員

委員長 村川みどり

委員 小豆畑 緑

副委員長 澁谷洋子

委員 渡部伸広

委員 赤平勇人

委員 木戸喜美男

委員 奈良祥孝

委員 花田明仁

委員 中村節雄

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長 高村功輝

保健部次長 小形麻理

福祉部長 福井直文

保健部次長 千葉康伸

保健部長 坪真紀子

市民病院事務局次長 長内哲史

市民病院事務局長 岸田耕司

福祉政策課長 福島清裕

環境部次長 奥崎文昭

介護保険課副参事 田澤康治

福祉部次長 三浦裕子

関係課長等

福祉部参事 加福拓志

○事務局出席職員氏名

議事調査課主事 高 木 渉

議事調査課主査 猪 口 茂 樹

議事調査課主事 北 山 賢 臣

○村川みどり委員長 ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。本日の案件に入ります。

「令和3年第2回定例会提出予定案件」について、報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願いいたします。

初めに、「専決処分の報告について」報告を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 専決処分の報告について御説明申し上げます。

当該専決処分は、令和元年5月30日に開催されました当常任委員協議会で御報告申し上げました、資源物回収容器による車両損傷についての和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告となっており、令和3年第2回青森市議会定例会への報告を予定しているものであります。

それでは配付資料を御覧ください。

事故発生日時は令和5年5月8日水曜日、午後……（発言する者あり）失礼いたしました。令和元年5月8日水曜日、午後1時40分ごろ、事故発生場所は、青森市本町二丁目7番5号付近の車道上で、県立郷土館の南側となっております。

事故の発生状況についてでございますが、当日は午前10時59分に強風警報が発令されている状況でございました。

このような中、市が購入し、町会などに貸与している資源物回収容器が強風により飛ばされ、停車中の相手方車両に衝突し車両左後部が破損したものであります。なお、相手方にけがはありませんでした。

相手方に対する損害賠償につきましては、車両修理費として、12万7017円を市が負担することで、令和3年5月14日に示談が成立いたしました。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、同日、専決処分したものであります。なお、本事案を踏まえ、当該資源物回収容器を貸与している町会などに対しまして、資源物回収容器が風で飛ばされないよう、毎年その保管方法や保管場所につきまして、適切な管理をお願いしているところでございます。

御報告は以上でございます。

○村川みどり委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。奈良委員。

○奈良祥孝委員 これは令和元年だよね。長くなった理由はなんですか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 令和元年5月の事故発生からほぼ2年間、時間を要したんですけれども、この相手方が、ちょうどこのときに、ゴールデンウィークということで青森市の実家に帰省しておったときの事故であります。

本人は茨城県がお仕事の勤務先でありまして、ふだんは1年の大半を茨城県のほうでお仕事に従事されております。

そのため、御本人と連絡を取るにいたしましても、御本人様、また、青森の実家を通して、御本人とやり取りいたしておりましたが、この車が、御本人の仕事の道

具とかを載せる車ということもありまして、市のほうで見積書の提出を催促していたんですけれども、なかなか提出がなされなく、それが今年になってから提出されましたことから、今まで2年間、時間を要したものであります。

○村川みどり委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 なければ、質疑はないものと認めます。

次に、「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 令和3年第2回市議会定例会に提出を予定しております青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

はじめに、「1 制定理由」につきましては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が令和3年7月1日から施行されることに伴い、青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等、関係する条例について、所要の改正をするものであります。

次に「2 改正する条例」につきましては、本条例により改正いたしますのは、記載の10の条例となります。

次に、「3 改正内容」ですが、指定障害福祉サービス事業者等の業務負担軽減等を図るために、「(1) 業務負担の軽減と利便性の向上」につきましては、事業者の業務負担軽減に向けた取組の推進として、事業者が行う諸記録の作成、保存等について、書面に替えて原則として電磁的記録による対応を認め、負担軽減を図るものであります。また、利用者の利便性向上と事業者の業務負担軽減の推進を図るものとして、利用者への説明、同意等において、書面で行うもの等のうち、相手方の承諾が得られた場合、書面に代えて電磁的方法による対応を認め、利用者の利便性の向上を図るものであります。

「(2) その他」といたしましては、(1)の条項の追加に伴う章の追加、条ずれ等の整理、語句の訂正などを行うものであります。

最後に、「4 施行期日」につきましては、本年7月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

○村川みどり委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 1点確認しますが、電磁データで記録などをすることを認めるということなんですが、これは保存方法をそういうふうにすることを認めるということで、例えば、保存期間等については、変更はなくて、そのままいくということによろしいんでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 その点については変更ありません。ただ、記録する保存の方法等が変わるだけあります。

○村川みどり委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 令和3年第2回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

「1 制定理由」につきましては、「介護保険法施行規則及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令」における介護保険法施行規則の一部改正に伴い、第1号被保険者に係る介護保険料算定の際に用いる所得段階の区分を変更しようとするものであります。

「2 改正内容」につきましては、所得段階の第7段階から第9段階までの境目となる合計所得金額が、介護保険法施行規則の改正により変更となったことから、所要の改正を行うものであります。

具体的な改正内容につきましては、配付資料の別紙「介護保険料段階表」も併せて御覧いただきたいと思います。

所得段階が第7段階の対象者につきましては、合計所得金額120万円以上200万円未満を120万円以上210万円未満に、第8段階の対象者につきましては、200万円以上300万円未満を210万円以上320万円未満に、第9段階の対象者につきましては、300万円以上400万円未満を320万円以上400万円未満に改正しようとするものであります。

「3 施行期日」につきましては、公布の日としております。

説明は以上でございます。

○村川みどり委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 内容は了解したんですが、2号の被保険者については変更等はないということなんでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 担当課から御説明いたします。

○田澤康治介護保険課副参事 介護保険課の田澤と申します。

第2号被保険者についての御質疑にお答えいたします。

第2号被保険者の保険料につきましては、医療保険者が保険料を徴収することになりますので、市が賦課しているものではありません。

以上でございます。

○村川みどり委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

以上で、「令和3年第2回定例会提出予定案件」についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「ごみの減量化の進捗状況について」報告を求めます。環境部長。

○高村功輝環境部長 ごみの減量化の進捗状況について、御報告申し上げます。

配付資料を御覧ください。

本市におけるごみの減量化の進捗状況につきましては、当常任委員協議会に、四半期ごとに報告しておりますが、このたび令和2年度の1月から3月までの第4四半期の排出状況がまとまりましたので御報告いたします。

初めに、資料左側の表1「令和2年度可燃ごみの月別排出状況」であります。赤い太枠で囲んでいる部分が、令和2年度の1月から3月までの第4四半期の排出状況となっております。上から、青森地区では、1万6564トンとなり、前年度の1万7246トンと比較して682トンの減少、浪岡地区では947トンとなり、前年度の1011トンと比較して64トンの減少、平内町、今別町、蓬田村から成ります広域町村では878トンとなり、前年度の922トンと比較して44トンの減少となりました。

これら第4四半期の合計は1万8389トンとなり、前年度の1万9179トンと比較して790トン、4.1%の減少となっております。

次に、資料右上の表2「家庭系及び事業系別の可燃ごみ排出状況」であります。これは、過去2か年の可燃ごみの排出量を家庭系及び事業系別にまとめたものとなっております。各地区の合計では、前年度と比較して、家庭系可燃ごみは457トンの増加、事業系可燃ごみは3721トンの減、合計で3264トンの減少となっております。

次に、資料右真ん中の表3「可燃ごみの年度別排出状況」であります。各地区の令和2年度の合計では8万4756トンとなり、前年度と比較して3264トン、3.7%の減少となっております。

最後に、資料右下の表4「令和2年度以降の可燃ごみの減量目標」を御覧ください。赤い太枠で囲んでいる部分が令和2年度分となっております。可燃ごみの減量目標値は、施策による減量効果及び人口減少に伴う減量を合わせて800トンとしておりますが、令和2年度の減量実績については先ほど表3で御説明したとおり、3264トンとなっております。

以上が令和2年度の第4四半期及び令和2年度全体のごみ減量化の進捗状況となっております。

令和2年度につきましては、年間を通じて、家庭系が増加する一方で、事業系が大きく減少するという結果となりました。例年と異なる状況となっており、これには新型コロナウイルス感染症が大きく影響しているものと考えておりますが、今後

もごみ減量化に向けた新たな目標の達成に向けて、引き続きごみの減量化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○村川みどり委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和3年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について」報告を求めます。福祉部長。

○福井直文福祉部長 令和3年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について、御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

「1 目的」につきましては、青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第8期計画に基づき、地域密着型サービスの計画的な施設の整備を行うため、指定予定事業者を選定することを目的に行うものです。

「2 サービスの種類及び件数」につきましては、地域包括ケアを推進するため、住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスにおきまして、6種類、7事業者の公募を予定しております。

内訳といたしましては、①の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆるミニ特養が2件、②の認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームが1件、③の地域密着型特定施設入居者生活介護が1件、④の小規模多機能型居宅介護が1件、⑤の看護小規模多機能型居宅介護が1件、⑥の定期巡回・随時対応型訪問介護看護が1件となっております。

「3 公募圏域」につきましては、資料2ページの参考の表の網かけ部分となりますが、①の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と②の認知症対応型共同生活介護は、圏域間の定員数に配慮し、既存定員数が少数の圏域を対象といたします。③の地域密着型特定施設入居者生活介護、⑤の看護小規模多機能型居宅介護及び⑥の定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、未整備圏域を対象といたします。また、④の小規模多機能型居宅介護は、1つの圏域に2事業所まで整備されることとなるよう、未整備圏域と整備済圏域が1事業所の圏域を対象といたします。

「4 スケジュール」につきましては、公募期間を6月1日から8月31日までの3か月間とし、公募説明会を6月11日に開催することとしております。

その後、応募書類の受付を8月18日から8月31日までとし、10月に一次審査を、11月に二次審査と選考を行い、この選考結果を踏まえて事業者を選定することとしております。

最後に、「5 周知方法」といたしましては、6月1日号の「広報あおもり」、市ホームページへの掲載のほか、介護サービス等事業者への電子メール等により周知することとしております。

説明は以上でございます。

○村川みどり委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「新浪岡病院の落成式及び『あおりヘルステックセンター』開所式のお知らせについて」報告を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 青森市立浪岡病院落成式と内覧会のお知らせについてであります。

このたび、青森市立浪岡病院の建築工事が終了し、5月31日月曜日から開院する運びとなりました。これもひとえに市民の皆様を初め、関係各位の多大なる御支援と御協力の賜物と心から感謝申し上げます。

開院に先立ち、5月29日土曜日、午前10時から新浪岡病院にて落成式を執り行うことといたしました。当日は、御来賓代表として御挨拶をいただく青森市議会の長谷川議長をはじめ、17名の方をお迎えし、新浪岡病院の開院を祝うとともに、あおりヘルステックセンター開所式、また、青森市、公立大学法人青森県立保健大学及び株式会社フィリップスジャパンの3者によるヘルステックを核とした健康まちづくりプロジェクト推進に向けた連携協力協定の締結を執り行うこととしております。

なお、事前に御案内させていただきましたとおり、5月29日土曜日午後2時から、市議会議員の皆様を対象とした内覧会を行いますので、御参加いただければありがたく存じます。

御参考までに新病院のパンフレットをお配りいたしておりますので、後ほどでも御高覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○村川みどり委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 質疑はないものと認めます。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 連日、市内でもクラスターが発生していて、コロナの感染者も多数発生している中で、市の職員でも感染者が発生しているということも聞き及んでいます。それで、市の職員から出た場合、検査の範囲については、どうなるのでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 保健部からお答えいたします。

市職員から感染者が出た場合であります。市職員の者だけ特別に検査を手厚くするというのではなく、市民の検査と同様であります。

その手順といたしましては、まず、職場クラスターの場合は職場の机の配置図などを職場から提供いただきます。そして、過去2週間などの行動履歴を確認する積極的疫学調査を実施し、職場内でどのような会議が行われているか、その職員はどのような業務についているか。あと、昼食時というのが1つのリスクでありますので、その職員がお昼にどのような形で食事を取っているかなどを全て保健師、また、感染症対策課の職員が確認いたします。その上で、濃厚接触者を特定いたしまして、濃厚接触者以外でも、この職員の場合は調査したほうがいいのではないかという者については、PCR検査、行政検査のほうにかけて行います。

また、その検査結果に応じて、例えば、濃厚接触者となった方が感染者となった場合は、その職員の御家族などに検査の対象を広げていくということで、市の職員であるので検査を手厚くということではありません。

以上でございます。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 今おっしゃったような積極的疫学調査というような検査の体制、後追いの仕方というのは、例えば、コロナの混乱が起きてから1年以上たっているわけですが、その期間、変化とか強化したとかということはあるのでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 コロナ発生以来であります。青森市医師会の御協力を得て、地域外来、PCRセンター、また、県の連携による速やかな検体採取・結果も、他の圏域よりは早く出ているという状況であります。

以上でございます。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 私が思うのは、検査の対象を広げるだとか、そういったことも必要なんじゃないかなというふうに思うんです。例えば、アウガで職員が感染したということが分かった際に、これも、例えば、フロア全体を検査の対象にしたりするのではなくて、あくまで、先ほど言ったような席図を見て、様々行動履歴何かも調べて、検査の対象を絞っていくというようなことでよろしいんですか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 仮定として、多くの職員が集まっている庁舎で職員の感染者が出た場合であります。先ほど説明していた内容であります。特に、昼食時については十分確認するようにしております。自席で1人で黙食して食べているのか、そうではなく、休憩室みたいなところで談笑しながら食べてはいないかなどを他の職場クラスターと同様としております。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 やはり市の職員は市民とも接する機会が多いわけです。特にアウ

がの場合は、それが本庁舎よりも多いということも言えるわけです。

それで、もう1つ大事なのが、消毒作業などの範囲も含めた責任については、私が以前に質問したときは、その事業所だったら事業所の責任者が、そういったことも責任を負うということだったんですが、これも仮定の話ですけれども、アウガで発生した場合は、消毒作業の範囲はどの程度になるのでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 仮定の話ではありますが、駅前庁舎で感染者が出た場合、他の庁舎と同様、まず、執務室、あと職員の行動するところ、例えば、トイレ、手洗い場、また休憩室を使っていたとすればその休憩室など、その職員が使っているところを重点に消毒作業をいたします。それは青森市保健所ではなく、市の場合ですと管財課に連絡いたします。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 医療機関で今も出ていますけれども、クラスターが発生した際は、例えば、4階で発生しましたよということであれば4階全体を検査したりとか、あるいは閉鎖して消毒作業したりとかということもあったと思うんです。その違いが生まれてしまうというのは、市民もやはり不安を持ってしまうというふうに思うんですけれども、少なくともそういうフロア全体を見据えた体制というのはつくれないのでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 お答えいたします。

クラスターにつきましても、先週は様々な施設のクラスターが出ました。例えば、高齢者施設のクラスターであるとか、医療機関クラスターの場合につきましても、青森市保健所長や保健師など、感染症対策の観点から、ゾーニングの作業も行います。それは、ここから先はレッドゾーンですよ、ここから先はグリーンゾーンですよということで、ゾーニングをいたしまして、施設の中に感染症を広げないという形でのゾーニング分けの検査などもやっております。それぞれの職場に出向き、ゾーニング分けという形については行っていないところであります。

○村川みどり委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 分かりました。やっぱり不安なのは、例えば、様々検査の対象者にしてもふるいにかけて、その中で不安が広がるということもあるし、それから症状がないと、なかなか検査にまで結びつかない可能性もあるのではないかなというふうに思うんです。後追いだけでは——それで掴めればもちろんそれはいいんですけれども、それ以外のもしかしたら広がっているかもしれないところで無症状者が出ていれば、そういう人たちがまたさらに広げてしまうかもしれないという可能性もあると思うんです。

市長は、感染状況が新たなフェーズに入ったということも先日発言していましたが、やはりこの検査の体制の抜本的な強化や拡充というものは、私は必要だという

ふうに思います。

以上で終わります。

○村川みどり委員長 ほかに発言ありませんか。小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 コロナワクチンのことで、パンフレットが接種券と一緒に封入されてきますよね。あれに載っている医療機関というのは、どのように記載されたのでしょうか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 小豆畑委員からパンフレットの中に同封されていた医療機関についての御質問でありました。

医療機関につきましては、青森市医師会を通じて、昨年度のうちに手上げをしていただき、協力するといった医療機関を掲載しております。中には、実際やるんだけれども、パンフレットにはちょっと掲載しないでほしいという医療機関なども数か所ありましたけれども、基本的には、65歳以上の接種の場合につきましては、手上げしていただき掲載したというところであります。

ただし、その後、やはり医療機関、例えば、診察室とか待合室が、当クリニックは狭いので、密になりやすいので、今回は残念ながら協力できないといったところであるとか、下ろされたところもあります。

また、新たにこの感染症の状況を見れば、自分たちのクリニックも協力したいというクリニックもあり、当初お渡ししたところよりも変動しております。

○村川みどり委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 私がお聞きしたのは、私の知っている人だけでも、もう5つか6つぐらいの医療機関で、うちはやっていません、やりませんということで言われたということで、私も言われたんですけれども、それでお聞きしました。

中には、今年は様子を見ながら、もし次回があったら、次回からは協力したいという医療機関もありましたのでお尋ねしました。

それともう1つ、接種の時期、市で示されている80歳以上は何月何日から接種できますよ、75歳ではいつからですよという時期が示されていましたがけれども、実際医療機関によっては、その年齢に達しない人でも、例えば、70代の人でもう5月中に接種してくれているところがあるんです。これについてはどういうふうに思っていますか。

○村川みどり委員長 答弁を求めます。保健部長。

○坪真紀子保健部長 一部前倒しということで、このコロナの感染状況があるということと、あと、突如、国から7月末、頑張ってくださいということでお示しがありました。そのため、より多くの方に、より多くの高齢者に早くワクチンを接種したいということから、また、ワクチン供給の見通しも立ちましたので、医師会の皆様の御協力のもと、一部医療機関の御協力を得て、75歳から79歳の枠、これを含めた3つの階層につきましては、一部医療機関による接種の前倒しということをして

行っております。

これについては一部医療機関前倒しですよというお知らせだけでありまして、では、どの医療機関が一部前倒しなのかということにつきましては、各クリニックのほうにアンケートをとりまして、前倒しされますか、あと、公表のときには、クリニック名を公表してよろしいでしょうかということもお聞きしたんですけれども、名前を公表してしまうと、今それでなくても、朝から電話が鳴りっ放しなので、一般診療に差し支えるので、一部前倒しには協力するけれども、名前の公表はちょっと遠慮したいというクリニックがほとんどだったので、このような周知の仕方になっております。申し訳ございません。

○村川みどり委員長 小豆畑委員。

○小豆畑緑委員 というのは、その医療機関によっては、もう5月20日のあたりからもうお願いしているんだけど——8月の中旬以降ですよ。ところが一方では、もう5月の初めに行ったら、5月20日にすぐやってもらえると。それも80歳未満ですよ。七十二、三歳の方です。余りにも違いがあり過ぎて、それだったら——まあ、もっと電話回線を増やすと載っていましたが、電話回線を増やすなりして、高齢者の人がもっと早く接種できるように、みんな75歳以上の人でも8月末ですよ、医療機関によっては。差があり過ぎるじゃないですか。そこのところ何とか工夫して、早めにできるようにしていただきたいなとお願いを申し上げておきます。

○村川みどり委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○村川みどり委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)